

街を花と緑でいっぱいにする会

入会のご案内

「街を花と緑でいっぱいにする会」は、先ずは自分たちの周りから、そしてやがては地域全体が花と緑でいっぱいになるような生活環境の創造をめざして、平成3年6月2日に発足しました。花と緑は毎日の生活に彩と心の安らぎを与えてくれます。皆様のご入会をお待ちしております。

入会は、花と緑を愛する方ならどなたでも歓迎いたします。水戸市内外の方、法人、団体の入会をお待ちしております。

★ 会の主な活動と会員の特典

- 花と緑の輪を広げるために
 - 毎年2回、いろいろなお花の種をお送りします。
 - お花の種のまき方・育て方や、その他時節にあった講習会を開催します。
 - 毎年2回、花と緑や庭づくりに役立つ情報満載の会報紙「花のサークル」をお送りします。
 - 水戸市植物公園と共に花と緑に関する各種講習会、講演会などを計画し、そのご案内をします。
 - 毎年水戸市で開かれる「都市緑化フェスティバル」に参加しています。
- 花いっぱいの街をつくるために
 - ボランティアで公共施設への草花の植栽や、公共施設へプランターを設置して、その維持管理をしています。(少年の森花壇、水戸駅南口さくら東・西公園及び水戸駅南口交番など)
 - お花のタネを各種イベント時に配布する活動をしています。
- 「花をたずねる旅」を年2回実施しています。

★ 会員証の利用について

- 水戸市植物公園には無料で入園できます。(入口で会員証を提示)
- 植物公園の喫茶室、フラワーショップが10%引きで利用できます。(一部を除く)

★ 会費

| | 会員区分 | 年会費 | 備考 |
|---|-----------------|------------|-------|
| ① | 普通会员 | 2,000円 | 入会金なし |
| ② | 賛助会員 (法人・団体) | 1口 10,000円 | |

★ 入会のお申し込み・お問い合わせ

〒310-0851 水戸市千波町508-59

(一財) 水戸市公園協会内 街を花と緑でいっぱいにする会事務局

(☎ 029-244-2895)

街を花と緑でいっぱいにする会 入会申込書

※ 申込書は郵送、FAX及び直接事務所までお願いします。

| | | | |
|------------------------------|---|------|----------|
| 事務所 (一財)水戸市公園協会 内 | | | |
| (住所) | 水戸市千波町508-59 | | |
| (電話) | 244-2895 | | |
| (FAX) | 243-4819 | | |
| | | 会員番号 | ※事務局で記入 |
| 入会日 | 令和 年 月 日 | | |
| フリガナ | | | 性別 男 ・ 女 |
| お名前 | | | |
| ご住所 | 〒 | | |
| 学区名 (水戸市在住者のみ) | 小学校区 | 電話番号 | |
| 希望する会員の □にチェックを してください | <input type="checkbox"/> 個人会員 (年会費 2,000円) | | |
| | <input type="checkbox"/> 賛助会員 (年会費 1□10,000円) □数 / □ | | |
| 次年度からの 会費納入方法 | ≪希望の方法の□にチェックをしてください≫ <input type="checkbox"/> 郵便振替による納入 (会報とともに振替用紙を郵送します。) <input type="checkbox"/> 銀行引落による納入 (口座引落依頼書に記入・押印を願います。) | | |

※口座引落は、次の金融機関でお取扱いします。

常陽銀行 筑波銀行 水戸信用金庫 茨城県信用組合

街を花と緑でいっぱいにする会会則

(名 称)

第1条 この会は、街を花と緑でいっぱいにする会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を一般財団法人水戸市公園協会内におく。

(目 的)

第3条 この会は、花と緑を愛し、はぐくむことを通じて、うるおいのある快適な市民の生活環境を創ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会の趣旨の普及、啓発
- (2) 種苗の配布又は斡旋
- (3) 講習会などの開催
- (4) 自然と公園の愛護思想の普及及び愛護運動
- (5) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この会は、会の趣旨に賛同して入会する普通会員（個人）及び賛助会員（個人及び法人）をもって組織する。

(会 費)

第6条 会費は、次のとおりとする。

| 会員区分 | 年会費 |
|------|---------|
| 普通会員 | 2,000円 |
| 賛助会員 | 10,000円 |

ただし、普通会員が入会する場合、10月以降の入会については半額を免除し1,000円とする。なお、家族で会員となる場合は、2人目の会費を半額減額とし2人で3,000円とする。

- 2 10名以上の支部を設立し目的に沿った活動をする場合には、会より年10,000円を支給する。
- 3 納入された会費は、返還しない。
- 4 入会は、随時可能とする。

(組 織)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長は、理事の互選による。

- 2 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会の業務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会の2種とし、必要に応じて会長が召集する。

2 この会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 会長、副会長の選出

(2) この会の運営に関する重要事項

(支部)

第13条 この会に支部をおくことができる。

2 支部には、会員の中から選出された支部長をおく。

(事業委員会、広報委員会)

第14条 この会に事業委員会、広報委員会をおく。委員は、会長が会員の中から若干名を選出し、委嘱する。

2 委員長は、副会長が兼務し、副委員長は、委員の互選による。

3 事業委員会は、事業の企画・活動の推進に関する事、広報委員会は、広報活動に関する事に当たる。

4 委員任期は、役員任期に準ずるものとする。

(顧問)

第15条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、必要に応じてこの会の運営の指導、助言をすることができる。

(総会)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 年度計画及び予算決算に関する事

(2) 会則の改廃に関する事

(3) 理事及び監事の選出

(4) 会費の額の決定

(5) この会の運営に関する重要事項

(定足数)

第17条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(会計)

第18条 この会の経費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年6月2日から実施する。
- 2 発足当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立発起人会において出された役員をもってあてるものとする。
- 3 支部発足当初の支部長は、第13条の規定にかかわらず、理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 4 第6条ただし書の規定は、平成4年7月以降適用する。
- 5 この会則は、平成8年10月から施行する。ただし、この会則の施行の際、現に旧会則の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、この会則の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 6 この会則は、平成14年5月8日から施行する。ただし、この会則の施行の際、現に旧会則に基づきなされた手続きその他の行為は、この会則の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 7 この会則は、平成16年5月12日から施行する。ただし、この会則の施行の際、現に旧会則に基づきなされた手続きその他の行為は、この会則の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 8 この会則は、平成19年5月23日から施行する。ただし、この会則の施行の際、現に旧会則の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、この会則の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 9 この会則は、平成25年4月1日から適用する。
- 10 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 この会則は、令和3年3月1日から施行する。